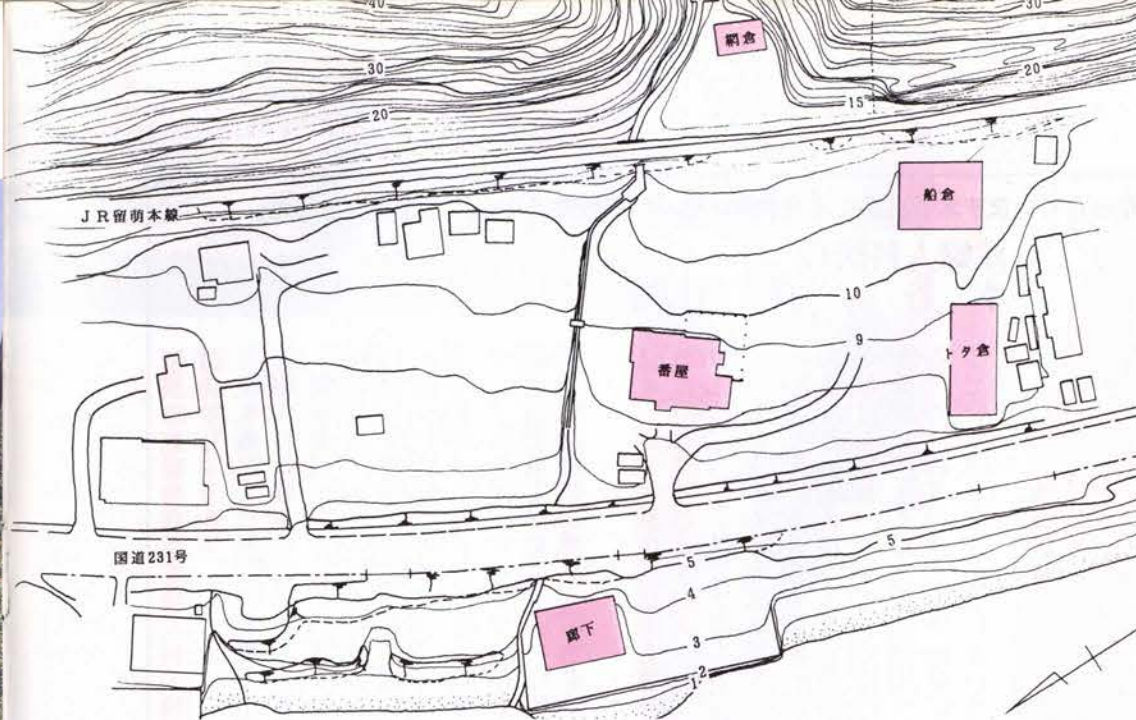


ニシン漁の歴史と民俗 総合的に保存へ

トタ倉内部の重要有形民俗文化財の漁撈具



番屋 (母屋)



佐賀家漁場地形図

漁場と漁具 重要文化財としてダブル指定

佐賀家漁場国指定の史跡に答申

平成8年10月18日、国の文化財審議会が開かれ、「旧佐賀家漁場」が国の史跡に指定されることになりました。

留萌市では昨年12月に指定された重要有形民俗文化財「留萌のニシン漁撈(旧佐賀家漁場)用具」に続いて2番目の国指定の重要文化財となります。

佐賀家漁場は江戸時代の弘化元年(1844)に佐賀家8代平之丞が留萌で初めて礼受に鯨漁場を開き、それ以来昭和32年まで113年間鯨漁を営んで来た漁場です。佐賀家は留萌に最盛期は12か統のニシン建網を営んでいましたが、この礼受の場所は元場(もとば)と称されて佐賀家の留萌における根拠地として代々受け継がれてきた場所です。



佐賀家漁場の特徴

佐賀家漁場の特徴をあげると次のようになります。

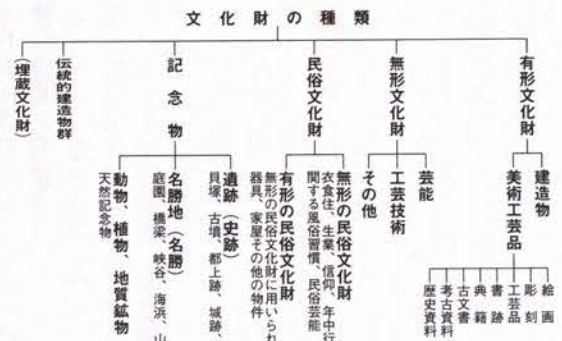
1. 留萌におけるニシン漁場の草創期から終了時まで佐賀家という一つの経営者がしようしていた漁場であるということ。
2. あれほど多くのニシン漁場がかつて存在した北海道西海岸において、唯一漁場の姿を景観まで含めて保存されている漁場であること。
3. 佐賀家漁場には重要有形民俗文化財に指定された「留萌のニシン漁撈(旧佐賀家漁場)用具」及び多数のニシン漁業経営関係の文書が残されており、総合的に往時のニシン漁業の実態を知ることができること。

網倉



史跡として指定された地域

今回指定されたものは佐賀家漁場のうち、主として漁場施設が現在まで保存されてきた地域です。今ある建物は江戸時代末から明治初頭にかけての建造と考えられる母屋(番屋)、明治36年建造の製品を保管しておくトタ倉、船を収蔵しておく船蔵、網を収納しておく網倉、沖揚げした生ニシンを一時貯蔵しておく廊下(ローカ)、漁場の守り神である稲荷社などです。また、船着き場、ニシン粕の干場、ニシン粕を炊いた電(カマド)跡などがあり、往時のニシン漁場の姿を良く残しています。



番屋内部2

今後の課題

今後は、重要有形民俗文化財「留萌のニシン漁撈(旧佐賀家漁場)用具」と残されていた膨大な文書資料と共に留萌市民の財産として、また、日本国民共有の財産として保護・保存対策を図り、ニシン漁撈を総合的に理解できるような文化財の活用を、積極的に押し進めていきたいと考えています。

この指定に対しまして、所有者の佐賀平一郎氏には並々ならぬご理解とご協力をいただきました。また、文化庁、北海道教育委員会、その他多くの関係者の方々に多大なご協力をいただきましたこととを深く感謝いたします。今後留萌の誇れる財産として次の時代に残し、伝えていきます。

ローカル内部の重要有形民俗文化財の漁撈具



トタ倉 (製品保管倉)



船着き場



船倉

